

交通事故被害者の会

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目
ノースキャピタルビル4階

第19号 2006年1月10日(年3回発行) TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail hk-higaisha@nifty.com ホームページ <http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年3回の会報が送られ、毎月の例会に参加できます。例会時に当事者同士としての相談も受けています。(例会の日程はp 12)

妻の死を無駄にしない

札幌市中央区 内藤 裕次

妻は生前、看護師をしていました。

平成9年の春、千葉県柏市にささやかながら自宅を購入し、その前後から個人病院のパートに出ていました。子供が大きくなり、だんだん手が掛からなくなってきたので、働きに出始めたのです。若い頃から、働きに出たいと言っていましたので、ようやく希望がかないはじめたのです。

平成10年の冬、より多くの経験を積むため柏市の総合病院への就職を希望し、春から看護師として採用されることが決まりました。そして、2月から訪問介護実習の研修を受け始めました。

妻がトラックに轢かれたのは、まさにその研修の修了日のことでした。妻は、一度帰宅した後、自転車で夕食の買い物をしに出かけたようなのですが、その帰り道、前方不注意で右折をしてきたトラックの運転手に、左横から接触されたのです。

これから人の命や健康を助ける仕事に就こうとする人が、なぜ殺されなければいけないのでしょうか。看護師としてこれから多くの人を助けることができるのに、自分の命を絶たれてしまったことが無念でなりません。

私は、妻のように人の生命や健康を助けることはできませんが、自分の職業を通じて被害者の方たちを助けて行きたいと考えています。

妻とは脳死の状態ですぐ1週間一緒に過ごしました。顔を見ていると、「あなたにはやるべきことがある。交通事故で困っている人たちを助けてあげて」と、語りかけているように思えました。

20年後、あるいは30年後、自分の生き方を振り返ったとき、妻は私のしてきたことを喜んでくれるだろうか。いや、喜んでくれるような人生を歩んでいきたい。死を無駄にしないためにも。

(「いのちのパネル」より)



内藤志津子さん 享年36歳
事故日 平成10年2月6日

今号の主な内容

- ②～⑥ 特集「フォーラム・交通事故VI」
交通事故被害者の尊厳は守られているか～犯罪被害者等基本法とは～
- ⑦ 犯罪被害者等基本計画案に対し意見書提出
- ⑧ 「犯罪被害者等基本法制定記念全国大会」に参加して
- ⑨ 最高裁判所、平成17年6月14日判決について(青野 渉)
- ⑩ 報告「事故で殺され、司法でも殺された～胎児の人権確立を～」(細野 雅弘)
- ⑪ 報告「2年3か月ぶり起訴、美紗に過失はなかった」(白倉 博幸)
- ⑫ 活動日誌、編集を終えて、お知らせ、

交通事故被害者の尊厳は守られているか 犯罪被害者等基本法とは

フォーラム・交通事故VI

被害者の会主催の、6回目となるフォーラムが、10月22日札幌市中央区の「かでる2・7」820研修室において行われました。

北海道被害者相談室から多数の参加もあり、出席は会員を含め約70人。犠牲者への黙祷の後、熱心な討議を行いました。提言は、山田暁子弁護士、内藤裕次世話人の両氏。報告と発言は、山下芳正(会員)、荻野京子(世話人)、白倉博幸(会員)の各氏でした。また、司会は、前田、小野の両名が務めました。



※以下、記録テープを基に編集者の責任で要約させていただきました。

主催者より

小野 茂 (副代表)

本日は沢山お集まりいただきましてありがとうございます。昨日までの北海道の事故発生件数は2万2133件、昨年より428件多く発生しております。私たち交通事故によって被害を受けた者は、その後も悲しみや苦しみが続いています。こういう悲しみを断ち切ってしまいたい、これ以上の被害を出さないと欲しいという願いで、後ろにありますパネル展示をしたり、安全講話をしたり、そして2001年からは「フォーラム・交通事故」を主催しています。

今回は、4月に施行されました基本法について勉強して、皆さんに意見も出して頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

フォーラムの趣旨と討議の方向性

前田 敏章 (代表)

討議の方向性として以下の項目を提案したい。

- 1 「犯罪被害者等基本法」の意義と内容
今なぜ基本法が？
基本計画案でどんなことが議論に？
- 2 交通犯罪・事故被害と基本法
二次被害など実情、願い、権利
- 3 基本法と市民生活
基本法で、安全安心の社会形成へ
関係機関、団体との連携をどう作るか

基本法で、安全安心の社会形成へ関係機関、団体との連携をどう作るか

基本法は抜本的で、ようやく被害者の権利に光が当てられ勇気が与えられたが、それを具体化する基本計画案には心配な点もある。先に札幌で行われた内閣府の意見募集会で、会の要望事項に基づき11項目の意見を提出した(p.7)ところだが、基本法の意義と内容について、当事者の願いと重ねて論議を深めていただきたい。

提言① 基本法の意義と内容

～弁護士の立場から～

札幌弁護士会犯罪被害者支援委員 山田 暁子

● はじめに

私が犯罪被害者の支援に関心を持ったのは学生時代。それまで、被害者の方というのはそれなりの保護制度があるのだろうと漠然と思っていて、弁護士は被告人の立場で活動すると考えていたが、少年犯罪被害者遺族の武るり子さんのお話を聞く機会があり、どれだけ被害者の方が法の保護から外れた所にいるのか、情報は与えられず、誰からも支援を受けられず、自分で走り回らなければという大変な状況を初めて耳にした。それから、弁護士として、何か被害者の方の力になれる仕事をやっていこうと思うようになり、被害者支援委員会で活動している。

札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会は人権活動の一環として平成12年に発足。委員は13人。週1回、電話での無料相談を行うなど活動している。

● 基本法の制定経緯

犯罪被害者という名前が付いた法律が初めて出来たのは、1980年の犯罪被害者等給付金支給法(犯給法)。その後、被害者の方達の活動もあり、2000年に「犯罪被害者等保護二法」という大改正があった。これまで刑事訴訟法には被害者という言葉はほとんどなかったが、初めて被害者の意見陳述制度や、記録の閲覧・謄写、優先傍聴を認める制度が出来た。

しかし、犯給法もお見舞い金であるなど、これまでの制度は「権利」ではなかった。その法律を動かしていったのは、やはり被害者の方達の活動。2000年に発足した全国犯罪被害者の会(あすの会)が2003年に被害者の権利確立を求める署名、約39万人分を集めた。これを受けて法務省は「犯罪被害者のための施策を研究する会」を作り、2004年12月の「犯罪被害者等基本法」制定に至る。この間、被害者自



助グループ、支援団体そして日弁連の支援委員会でも何度も委員会に出席して提言活動を行った。

同じ頃、日弁連でも人権擁護大会で「犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議」を採択。2004年「総合法律支援法」で、国の機関である司法支援センターの業務の一つに犯罪被害者支援が取り入れられることにもなった。

● 基本法の意義と内容

基本法はこれまでのことを考えると画期的。まず前文で、これまでどれだけ被害者の方が尊重されていなかったかという事実認識の上にこの法律が立っていることを明らかにしている。その上で、第3条の基本理念に、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と、初めて被害者の権利が明文文化された。お情けではなく、すべての国民が犯罪被害に遭う危険があって、その場合に尊厳が守られる権利があるということが認められた。

この権利を受けて、国や地方公共団体の行う施策が11条以下に具体的に書かれている。①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組の5つ。

● 基本法と基本計画の論点

基本法というのは、理念を定めて今後の方向性を示す法律で、基本計画によって制度が出来なければ意味がない。ポイントを絞ってご説明したい。

◆ 刑事手続参加について

被害者の会でも強く要望しているようだが、これまでは刑事裁判というのは、犯罪があったかどうか認定をして加害者を処罰するという為に行われており、知る権利は目的の中に入っていなかった。

刑事手続参加の内容だが、一つは法廷に被害者が当事者として在廷し、証拠を提出し、被告人や証人に対して質問をするという狭い意味での参加の権利。それ以外に、検察官に捜査状況などの説明を求めたり、被害者として意見表明する権利。そして、国費による弁護士選任という制度などが盛り込まれており、今後2年なり3年なりの期間を定めて具体的な制度を検討をするというもの。

これについては日弁連の中で反対意見も出ている。被害者支援に関わっている者としては辛いところだが、反対の理由の一つは、これまでの国対被告人と

いう中で行われていた裁判の中に、もう一人、被害者という当事者が入って来るのは、現行の刑事手続の仕組みに整合しないということ。もう一つは、これまで証拠に基づいて冷静に事実認定をする場であった裁判所が、被害者の方々が出てくる事で感情の応酬になってくるのではないかとという恐れなど。

日弁連の委員会でも意見を出しているが、新しい制度を導入する際に古い制度を変える必要があるというのは当たり前で、どういう制度が良いのかという事を検討している。私自身も刑事手続参加を否定するというのは間違っていると思っているので、そういう立場で色々提言していきたい。

◆ 損害賠償制度について

附帯私訴というのは、刑事裁判の中で民事裁判と一緒にやる制度。これまでは、刑事裁判が終わってから、その証拠を使って民事裁判という事で、被害者は独自に弁護士は頼まなければならないなど非常に負担が重かった。それで民事に対しても同じ裁判官が判断をして、賠償命令を出すという制度が検討されている。これは諸外国でも、ドイツ、フランス、イタリアなどでも取られているもので、私も積極的に取り組んでいくべきと考えている。

もう一つは、加害者が保険には入っていないし資力もない場合、被害者はどこから保障を受ければ良いのかという問題。これについて、国費による補償を検討という内容が盛り込まれている。これもヨーロッパ諸国では、国が補償して、その後加害者に対し国が請求するという制度を取り入れている国があるので参考にしていきたいと思います。

◆ 国費による犯罪被害者支援制度について

この損害賠償制度にも関わり、刑事手続の支援に弁護士が携わる場合、それを公費でまかなう制度が必要だと思うが、それも検討事項とされている。

2006年の秋から全国に司法支援センターという、リーガルサービスの窓口が出来るが、情報提供と弁護士の紹介だけでは不十分と考える。

● 被害者支援における弁護士の役割

権利、制度が出来ても、被害者の方は突然被害に巻き込まれ、精神的にも経済的にも大変な状況の中で、法的な対応をしなければならず、専門家の支援が不可欠。どういう制度があって何が出来るのかということ、専門家である弁護士が説明をし、支援することが必要。今後、附帯私訴、訴訟参加などが出てきたとすれば、被害者の権利を守っていく立場の弁護士を養成していかなければならない。

基本計画は12月の閣議決定の後にも検討は続く。今日お話ししたような方向で日弁連の委員会の方でも提言をしていきたい。

交通犯罪被害者の尊厳は守られているか

報告① 被害の実相 真実が隠され、知る権利が侵された

旭川市 山下 芳正



今日も午前中、息子の月命日の法要を済ませてこの会場に来ました。あんなに元気だった息子は、もう私達が触れることも、そばで笑うこともありません。手を合わせながら、何故息子が仏壇の写真の中に居るのか、今でも信じられません。

事件は、平成15年4月23日午後10時25分頃、深川市音江町2丁目の道道でおきました。加害者が、免許取得後初めて購入した車で、納車後わずか1時間30分と言う異常な事件でした。現場は、制限速度40キロの一般道。雨で路面も滑りやすい中、スタッドレスタイヤを装着したまま、前の車を無理に追い越して更に加速し、制御困難な時速100キロを超える高速度でカーブに進入。助手席側が街路灯に衝突し、同乗していた息子が死亡、加害者は軽傷でした。

警察は、危険運転の疑いがあったのですから、「逮捕勾留」「接見禁止」等の処置をとり、厳しく取り調べるべきだったにも拘わらず、逮捕もせず、「他に巻添えもない友達同士の単独事故」と、簡単に処理しようとした。この初動捜査段階での「判断ミス」や「怠慢」が、その後の加害者供述に偏重した調書作成につながるのです。

事故前の加害者の運転行為について、当時行動を共にした友人達は「時速100キロ以上の高速度走行を繰り返していた」「危ないからスピードを落すようにとみんなで注意をした」等の事実を私達に話し、「警察でも証言した」と言っていました。さらに後日、担当警察官に確認したところ「聞いています」と話していたのですが、加害者の供述調書には、一切無く、書かれていたのは、「私は、これまで時速100キロメートル以上の速度で実際に運転したことはありません」と言う虚偽の供述でした。「死人に口なし」とばかりに、息子が悪かった様に供述し、友人達の重要な供述については、隠されていたのです。

事故調書が開示されないため、遺族や被害者の知る権利が侵されています。警察での状況説明は全く納得の出来るものではなく、いくら矛盾点を指摘しても「車は予期せぬ動きをするものだ」といわれるなど、加害者の虚偽をチェックできないのです。

息子の命を奪った事故の真相を知ることは、親として当然の権利だと思いますし、真実が隠されたままの調書という不公正さをなくすためにも、早期開示が必要だと思います。本事件も、私達が訴えを起

こさなければ、誤った罪名によって裁かれるところだったのです。

その上、「息子の命の尊厳」が尊重されるどころか「相手に弁護士が付けば好意同乗のことを必ず言ってきますよ」等と脅しとも取れる様なことを言われたり、「危ないと思ったら乗らなきゃ良いうて話なんです」と、危険運転をした加害者を責めるのではなく、同乗した息子がいかにも悪いと言うような口ぶり。さらに、「加害者は人を一人殺してしまっているのだからある意味一番ショックを受けている」と、深い悲しみの中にいる私達遺族に対して、息子を『侮辱』し、加害者が「被害者」であるかのように平気で言うのです。なぜそこまでして加害者をかばい、失意のどん底にある私達を責めるのでしょうか。

真実が隠され、「なぜ我が子が死ななければならなかったのか」と、答のでない「自問自答」に苦しみ、さらに、いわれもない「誹謗中傷」に傷つき悩み、心身へのストレスは限界を超えました。家には息子との思い出がいたるところにあり、それらを見るたび悲しみと悔しさで胸が締め付けられます。こんな事になるなら、自宅から通学させれば良かったと、自らを責め、酒を飲まなければ夜も眠れない日々が続きました。心労からくる身体の激痛に、救急車で運ばれることもありました。84歳になる私の母は、事故後、手術室のベッドで力なく横たわる、変わり果てた孫の姿を見た時「自分が代わるから」と孫にすがり付いて泣いていました。孫の事を思い出しては涙し、寝る時に部屋の電気を点けていなければ寝られないようになってしまいました。

犯罪により家族を失った遺族へのケアがあるというのは聞いていました。しかし、「行政」から私達遺族への精神的なケアはありませんでした。そんな絶望のどん底にいた私達を支えてくれたのは、友人や知人、被害者の会や全国の被害者の皆様方からの励ましで、何物にも替えられない大きな支えでした。

息子の事件で、唯一の救いだったのは、検察によるチェック機能が働いていた事でしたが、刑事裁判においても、真実を語らず、「反省している、誠意は示した」と訴えた加害者に、裁判長は、求刑5年に対して、懲役2年10ヶ月とい到底納得できない判決。裁判長が加害者に贈った「長いかもしれないけど、2年10ヶ月頑張っって・・・」という言葉。私達は一生忘れません。息子が帰ってくるなら私達は10年でも20年でも待ちます。しかしそれは叶いません。

私たちは「交通事故のない社会」が願いますが、不幸にも被害者となった人の命の尊厳が守られ、後遺症や重度の障害でこれまでの生活が出来なくなった被害者やその家族、そして悲痛な思いをしている遺族が、更なる「被害」を受ける事のない社会を心から願います。

(本事件の経緯は、会報13,14,18の各号にもあります)

報告② 被害の実相 娘の事件から、調書の早期開示を訴える

南幌町 白倉 博幸



「知る権利」の保障、具体的には交通事故調書の早期開示の切実さについて、長女が被った事件を通じて述べたい。

当時中学3年生だった長女美紗は登校途中に、時速90キロ以上で暴走してきたトラックによって歩道上ではねられ即死させられた。事件は平成15年9月1日に起きたが、捜査の不備があり、今も検察庁で捜査中。(その後の進展については本号p11)

美紗の事件は、「死人に口なし」の典型。急な知らせに取り乱して病院に駆けつけ、現場を見ることも、状況を知ることもしない。子供の最期について、原因など尋ねても、警察は「捜査中」ということで全く教えてくれない。被疑者は美紗の飛び出し、つまり美紗の過失によるものと説明した。しかし現場を見れば、例えば事故時の走行速度が供述どおりであれば衝突地点の手前で十分停止できる。さらに、「美紗の飛び出し」をみてブレーキを踏んだと証言している位置の遥か手前からブレーキ痕がはっきり印象されていた。これほど明らかな証拠があるのに、被疑者の言い分の通りとなるように、ブレーキ痕を意図的に短くした上、供述に合わないブレーキ痕は調書に記載もしていなかった。事実があるのに、あくまで被疑者言いなりの捜査が行われる。その通りに証拠化すれば被疑者は否認しないから、捜査機関としては楽に、早く処理できる。

警察官は私たちに対し「美紗が加害者」と言い、更には「道路の通行優先だ」「遺品になんて気を遣っていたら捜査できない」「相手を加害者と呼ぶのは適切ではない」「交通事故は過失だから」など信じられない言葉で遺族を更に苦しめ続けた。

私たちの再三の要求によって警察による再実見分がなされ、タイヤ痕については最初の見解と違うものとなったが、送致内容はやはり真実とはかけ離れたものだった。再び検察庁に対し、真実を明らかにするための鑑定など様々な要求をしなければならなかった。その結果、速度に関して、少なくとも90km以上という、これまでの捜査内容とは大きくかけ離れた鑑定結果が出されるに至った。

これまでの経過から感じたことは、調書の開示

は、遺族も当事者であると位置づけ、遺族等の意見を伝えるために、そして何より公正な捜査、科学的捜査のために絶対に必要という事。一度捜査機関によって証拠化されたものを変えることは簡単なことではないし、時間が経てば真相解明は一層難しくなる。捜査の早期に「権利」として認めることが重要。

早期開示が現実となれば、捜査機関も被疑者供述に頼る捜査を行えない。原因を見極める意識改革にも繋がるはず。

犠牲になった者の名誉と命の尊厳のために、「加害者天国」と呼ばれるような不正が繰り返されないように、被害者の願いが基本計画でしっかりと具体化されることを強く訴える。

報告③ 被害の実相 怪我をされた方の相談を受けて

荻野 京子(世話人)



怪我をした人の相談にのっているが、まず問題になるのは、警察の実況見分調書。これが正しく書かれていないという事実が何件もあり、なぜ警察がそういうことをと不安に陥る。次にお医者さん。大変重い怪我

をされているのに、加害者にとって起訴されない範囲の2週間あるいは、3週間と診断される。また、後遺症認定の証明を、怒鳴られて書いてもらえなかったという被害者もいる。証明の内容が不十分で、後遺症認定が低くなっている例も多い。弁護士の問題もある。損害賠償の件で相談して了承してくれたのに、突然辞任されるという場面にも出会った。また、治療費や、生活費に関わる休業補償が突然ストップされ、本当に困っている人が相談に来る。

怪我をされた会員であったが、総会の案内を送ったところ、死亡と書かれて返送されてきた。高校時代、野球もして健康だったのに、交通事故によって首や背中が曲がり、歩行も言葉も不自由になった方。事故から10年経ちこのたび逝去された。お墓参りをしたが、母親は、こんなに辛く悲しい事はないと涙されていた。

昨夜、岡山の人からお電話があった。自分の母親さえも味方でなくなるくらい、痛み、苦しみをわかってもらえないと嘆き、「北海道に被害者の会があっていいですね」とおっしゃった。色々な相談を受けているが、怪我をした人は自分の痛みは自分しかわからない。そういう中で色々な問題にぶつかっている。詐病だろうと訴えられ、民事裁判の被告にされる方も現実にいる。

基本法が出来た。怪我をした人が元通りの体になるのは難しいかもしれないが、気持ちを明るく前向きに生きていけるような社会になることを願っている。

提言② 被害者・遺族の願いと基本法 ～まとめにかえて～

世話人 内藤 裕次

● 深刻な二次被害

交通犯罪に限らず、犯罪というのは予期しない突然の出来事。そして犯罪だから刑事手続が不可避になる。まず直面するのが取り調べ。捜査員の方に追い打ちをかけるような辛い言葉を浴びせられたという話も聞く。その後、裁判手続だが、どういふことをするのか、誰に相談したら良いのかもわからない。

それだけではなく二次被害がある。JR福知山線の脱線事故では、遺族と怪我をされたご本人の9割以上がPTSD症状と聞く。他にも、偏見というか、被害を受けたのには何か落ち度があるのではないかと、周りの人から責められたり、さらに生き残った人が、亡くなったのは自分のせいだと責めてしまうこともある。

● 交通犯罪特有の問題

一つは実況見分の問題点。被害者が亡くなったり、重傷を負っているとすぐに病院に運ばれ、現場でどういう状態で事故に遭ったのか言えないから、加害者供述によって実況見分が作られていく。

ここに科学的交通事故調査という本があるが、見分調書の記述は一見、整合的で緻密に見えるけども、実は創作されたものであるというものがわかったとある。なぜこういうことが起きるのか。現場に被害者の方がいないので、運転手が狼狽して冷静に状況説明する余裕がないと、警察の言っている事そのままになるということで、客観的事実と全然違う事が出てくる。もちろん全部ではないと思うが、現実にもそのような調書もある。加害者供述に因らない科学的裏付けのある捜査が必要。

実際に、基本計画案の中でも交通事故調査の体制強化が考えられている。「警察において、事故捜査体制の強化を図るとともに、科学的捜査を推進するため、・・・一層の交通事故捜査の充実に努める」という項。具体的プランに期待したい。

次は損害賠償の問題。個人で損保に請求しても、弁護士をたてて理屈で押した場合の半分という体験をした。その分、損保が丸儲けしているという現状の問題がある。

● 基本計画や今後の立法に期待すること

◆ 情報を得る権利

基本計画案には、沢山の事項が盛り込まれており、新しい施策がどんどん出来ている。しかし、情報を知ることが出来ないと全く意味がない。事故は突然で、被害者になったらどんな権利があるかなど誰もわからない。だからこそ行政の方が、直後にどんな権利があって、今後どういふ手続が必要か、どの



ように関わっていくのか、出来ないことは何か、出来ない理由は何なのかなど、きちんと説明して貰わないと、自分がどのアクションを起こすか全く解らない。情報提供を権利として確立していく必要がある。

◆ 刑事手続参加は捜査段階から権利として

基本計画案にある公訴参加制度の充実に期待したいのと同時に、捜査に対して何らかのアクションが出来るような形まで進めていく必要がある。

公訴参加制度は、2年以内に検討ということになっているが、幅広い概念。考えられることとして、訴因(犯罪事実)の設定というのがある。これを被害者が決めていくことが出来るのかどうか、あるいはそれをするべきかどうかという議論がある。しかし、公訴参加制度のもとで証拠の提出や被告人質問という制度が出来ても本当に実効性があるのかどうか。証拠はどうやって収集するのか。被告人質問も、証拠を裏付けないと迫力がない。何か被害者の権利として認めましたよ、というガス抜きだけではだめ。犯罪被害者として、捜査段階から意見を言ったり、あるいは、証拠を見せてもらうとかそういう権利を獲得していくべき。

◆ 処罰感情の反映

私の場合、妻は亡くなったのだが、罰金で済んでしまっている。やはりおかしい。刑罰は、ここ何年かでかなり厳しくなったと言われるが、行為の結果に見合う刑罰とはなっていない。私見だが、自動車運転に関して「自動車運転過失犯」という、法定刑を引き上げた新しい体系があって然るべき。

要するに自動車は凶器。ナイフを振り回して走っているのと同じで、危険な物を運転しているということは、それだけ注意義務が重く、重い罪は当然。

● 被害者の権利実現をめざして

基本計画に関しては行政機関での役割が重要。やはり、情報を得る権利を実際にも実現できるような形で運営して頂きたい。

私たちのような民間団体の役割も重要。具体的には司法機関や行政機関との共同と情報交換。被害者側も、間違った見方や誤解している場合もあり、社会的に正当な要求をするためには、膝をつき合わせた懇談や情報交換をして、互いに理解を深め、国民的合意の得られる制度を追求していくべきである。

終わりに、被害者の権利実現という、どうしても加害者の権利と衝突してしまう。それについて法学者田宮裕氏の言葉を引用しまとめにしたい。

「被害者の、正当に享受すべき利益が保障されて初めて、被告人の人権論も説得性を増す」